

平成27年7月30日判決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の3記載の原処分を取り消し、65歳に遡って国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金の支給を求める、ということである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による老齢厚生年金並びに国年法による老齢基礎年金及び障害基礎年金の受給権者であるところ、老齢厚生年金及び老齢基礎年金を選択し、これを受給していた。

2 請求人は、平成○年○月○日(受付)、国民年金厚生年金保険年金受給選択申出書(以下「選択申出書」という。)を提出し、選択申出書備考欄に「65歳まで遡した選択をお願いします」との記載をしたうえで、基礎年金について、年金額が多いほうを選択する旨の申出をした。

3 厚生労働大臣は、平成○年○月○日付で、請求人に対し、同年○月から、障害基礎年金の支給停止を解除し、老齢基礎年金を支給停止する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

4 請求人は、原処分を不服とし、○○厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

その理由は、65歳に遡って障害基礎年金に選択替えを求めるということである。

第3 問題点

1 国年法及び厚年法(以下「当該両法」という。)においては、支給事由の異なる

複数の年金の受給権を有する者は、そのうちいずれか一種類の年金を選択して受給するのが原則とされており、その例外を認める場合は、当該両法に明文の規定を設けて、個別にこれを認める仕組みがとられており、原則として、複数の年金の受給権を有する者は、その年金が支給されることとなったときに、すべての年金を支給停止し、その上で受給権者が支給を希望するいずれか一種類の年金を選択する申出により支給停止の解除を行うこととなる。この選択申出は、いつでも、将来に向かって撤回することができることとされている。ただ、国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号)による当該両法の改正によって、平成18年4月から、厚年法第42条の規定により65歳以上の者に支給される老齢厚生年金の受給権者については、障害基礎年金との併給を選択することが可能となった(国年法第20条、同法附則第9条の2の4、厚年法第38条及び同法附則第17条参照)。

2 本件の問題点は、上記関係法令の規定に照らして、請求人の前記第2の4の主張を理由があるものとして認めることができるかどうかである。

第4 当審査会の判断

1 請求人が、障害基礎年金、老齢基礎年金及び老齢厚生年金の受給権者であり、請求人が厚生労働大臣に、本件の選択申出書を提出したのは、平成○年○月○日であったことについては、本件記録上明らかであり、当事者間にも争いが無いと認められるところ、原処分は、第3の1に説示したところにより平成○年○月分から障害基礎年金の支給停止を解除したものであって、上記の関係法令の定めにも則ったものといえることができる。

2 請求人は、審査請求の趣旨および理由において、「障害基礎年金の受給権を持っていましたが、これまで支給停止されていました。それは、年金制度を知らせていただけなかったことによります。そのため、年金事務所に相談に行き、そ

の結果として、平成〇年〇月に「年金受給選択申出書」と65歳からの診断書6部を提出しました。」「妻が65歳の時点で障害基礎年金と老齢厚生年金の受給選択をした方が年金額が高くなることを、なぜ知らせていただけなかったのでしょうか。また、診断書を送っていただけなかったのでしょうか。我々素人には、教えてもらえなければ、分かるはずがありません。」、また、再審査請求の趣旨及び理由において、「遡って選択替えの検討をしていただけたということで、65歳まで遡って診断書を6部もとりました。にもかかわらず、なぜ却下されたのか。却下理由もはっきり書面に明記されていません。却下されるのであれば、なぜ診断書を6部も取るようなことを依頼されたのでしょうか。それに対する不服申立てであったにもかかわらず、なぜこれに関する審査をしていただけないのでしょうか。また、「年金事務所の相談員の方にも確認していただければと存じます」と記載したにもかかわらず、何ら現場の方の声を聞こうとせず、判断されるのでしょうか。」などと、その請求が遅れたのは、保険者の制度周知の不足によるものであり、併せて、年金事務所への対応について社会保険審査官が判断していないことについても、不服の理由として主張していると解される。

請求人は、このように主張して、有利な年金選択の申出を遡及して取り扱い、これに従った年金額を請求人の65歳時から支給すべきであるとするのであるが、選択申出による支給停止及びその解除は、その各申出を原因事由とするものであるから、その効果は選択申出のなされた時に生じるものと解されるのであり、支給停止は、その事由が生じた月の翌月から始まり、支給停止の解除による年金の支給も、上記のとおり、解除の申出のあった月の翌月から始められるのである。このように解され、また、前掲のような国年法及び厚年法の規定の存する年金選択に伴う支給停止及びその解除の

効果について、遡及して発生することを認め得る明文の規定がないにもかかわらず、請求人の主張するように本件選択申出の効果も65歳到達時に遡及させることはできない。

また、国年法、厚年法の規定を知らなかったことを理由に、遡及してその適用をすることもできない。もとより、年金制度についての一般的な説明ないし広報等が請求人に十分に理解されるような形で行われることが望ましいことはいうまでもないが、それが十分になされなかったとしても、それをもって保険者に具体的な注意義務違反を認めることはできず、関係法令の定めにもとづいてなされた原処分を違法、不当とすることはできない。

なお、請求人は、年金事務所において、請求人に対して、遡っての選択替えの検討のために診断書を6部も提出するように指示があったにもかかわらず、遡って選択替えがされなかったとも主張しているところ、前述のとおり、現行法上、選択替えの遡及取扱いを認めるような規定はなく、審理期日における保険者代理人の陳述によれば、障害基礎年金が有期認定となって、障害の状態を確認する必要が生じることを考えての指示であったと思われるとのことであり、そうであればその旨を請求人に対して説明した上で診断書の提出を求めるべきものということではできるが、その適否如何によって、関係法令の定めにもとづいて行われたと認められる原処分が違法、不当となるものとは解されない。その余の請求人の主張も採用することはできない。

3 したがって、原処分は適法かつ妥当であってこれを取り消すことはできない。以上の理由によって、主文のとおり裁決する。